

令和 7 年度

主要重点施策の実施状況等

～ 令和 7 年度 第 2 回岩手地方労働審議会資料 ～

1	賃上げ環境の整備等	2 ～ 6
2	多様な人材の活躍支援	7 ～ 19
3	職場環境改善に向けた取組	20 ～ 29
4	広報の取組みについて	30

注) 1 表の左肩の丸で囲んだ数字は、「令和 7 年度行政運営方針」の該当ページを表す。

注) 2 特にことわりのない場合は令和 7 年 4 月から 12 月末現在の数値。

1 賃上げ環境の整備等

1 地方版政労使会議の開催等、賃上げに向けた機運の醸成

P7



厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



令和7年度における地方版政労使会議の開催について



岩手労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



日時：令和8年2月10日 場所：エスポワール岩手

令和7年度における実施状況

○賃上げの流れが持続するよう、岩手県における地方版政労使会議（いわて働き方改革推進協議会）について、岩手県や労使団体を始めとする構成団体と協議を行い、岩手県や地域の政労使の代表者の協力を得て、岩手県の「いわてで働こう推進協議会」と同日の令和8年2月10日に開催した。

会議では、『賃金引上げ』に向けた取組をメインテーマ、男女の賃金格差解消の取組をサブテーマに意見交換を行い、賃上げに向けてさらなる機運の醸成を図った。

1 賃上げ環境の整備等

2 賃金の引上げに向けた環境づくり及び中小・小規模事業者への支援等

P7~8

（１）賃金の引上げに向けた環境づくり及び中小・小規模事業者への支援等

- 岩手県・岩手労働局における
事業主に対する支援策について
(共同作成パンフレット)

- 業務改善助成金
(岩手版パンフレット)

- ## ●「賃上げ」支援助成金 パッケージ

- ### ○業務改善助成金申請状況

[illegible][illegible][illegible]

	令和7年 12月末	令和6年 12月末	(参考) 令和6年度計
交付申請件数	371	277	282
交付決定件数	141	207	240

※令和7年度の申請期限は新しい最低賃金の発行日前日の11月30日まで

令和7年度における実施状況

○賃上げに資する各種制度、助成金について、岩手県と共同でパンフレットを作成し、ホームページでの周知の他に各種事業所対象説明会や関係各機関に配布するなど、広く周知に努めた。

○業務改善助成金について、制度や申請方法が煩雑などの声を受けて、岩手局独自のパンフレットを作成し、これについても同様に周知を行った。

○岩手働き方改革推進センターと連携して、各商工会議所や各商工会において出張相談会を実施し、また、労働局内に臨時相談窓口を設置して、助成金の申請支援を実施した。

1 賃上げ環境の整備等

2 賃金の引上げに向けた環境づくり及び中小・小規模事業者への支援等

P8

(2) 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の賃上げ等

- 監督署から提供された情報を中心にパートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収、集团的報告徴収の実施や、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な場合に点検要請を実施。

相談を希望された方などへの窓口相談、個別訪問支援等、岩手働き方改革推進支援センターによるきめ細かな支援。

- 労働者派遣法に基づく労使協定書の点検等
労働者派遣法の規定に基づく派遣労働者に係る労使協定については、派遣労働者の待遇に直接関することから、派遣元事業主から直接提供された労使協定書について遵守状況の点検を実施。

●パートタイム・有期雇用労働法に基づく行政指導状況（12月末現在）

内 容	助言件数
事業主等に対する援助	230
措置内容説明	41
短時間・有期雇用管理者	32
転換措置	30
不合理禁止	22
文書交付	17
その他	40
合 計	412

令和7年度における実施状況

- 処遇改善に向けて取り組む事業主に対し、岩手働き方改革推進支援センターによる相談の受付、オンラインセミナーの開催、事業場訪問によるコンサルティングの実施など、幅広い支援を実施した。
- 岩手働き方改革推進支援センター事業については、セミナーの実施や業種別団体や事業場訪問に対する継続的な支援及び事業主からの相談へのフォローアップ等、きめ細やかな支援による活動を展開した。
- 派遣元事業主提出の労使協定書の点検数・・・18件（うち、是正指導数13件）

1 賃上げ環境の整備等

P8~9

3 最低賃金制度等の適切な運営

令和7年度における実施状況

○最低賃金審議会の運営に当たり、円滑な審議運営に努めた。なお、岩手県最低賃金の採決は賛成過半数（公益委員：4名賛成、労働者委員：4名賛成（欠席1名）〈使用者委員は5名全員退席〉により可決された。

○岩手県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金について、ポスター及び各種リーフレットを県内の行政機関、商工団体、労働者団体、使用者団体、事業者団体及び教育機関等に送付し広報依頼を行った。また、岩手県最低賃金ポスターの主要駅への掲示とともに、新たな取り組みとして、JR、いわて銀河鉄道、三陸鉄道の車内掲示を実施した。市町村広報誌等への掲載は、令和8年2月までに県内全33市町村全広報誌に掲載された。

○県内アナウンサー等による1日労働局長の周知広報活動を行い、学生など若年層に向けた周知広報を行った。なお、当該活動はテレビ・ラジオなどでも取り上げられた。

○最低賃金の履行確保を図るため、令和8年1月から3月までの間に集中的に最賃監督を実施した。（計画件数約500件）

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

岩手県 最低賃金

令和7年12月1日 時間額 **1,031**円 UP 79円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

各世帯に配布する最低賃金に関する特設サイト

最低賃金に関するお問い合わせは岩手県労働基準監督署へ

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ

労働改善助成金

厚生労働省

必ずチェック! 最低賃金!

岩手県最低賃金

令和7年12月1日発効 時間額 **1,031円**

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、残業手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。
- 継続的労働に従事する労働者等については、岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、最低賃金を減額した後の額が適用されます。
- 労働者は、事業場において最低賃金法違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、使用者は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他の不利な取扱いをすることは禁止されています。

岩手県の特定（産業別）最低賃金

- 以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。
※適用となる産業については、表を参照してください。
なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清拭又は片付けの業務に主として従事する者
(4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

産業名	時間額	発効日
鉄鋼業、金属製品業、その他の金属製品製造業	1,072 円	令和8年1月15日
光学機械器具・レンズ、時計・部分品製造業	1,052 円	令和8年2月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,039 円	令和8年1月15日
自動車小売業	1,068 円	令和8年1月15日
各種商品小売業	1,031 円	平成28年12月11日767円、岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。
百貨店、総合スーパー	1,031 円	平成30年12月28日800円、岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。

詳しくは、岩手労働局労働基準監督署又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。
岩手労働局労働基準監督署 電話：0193-604-3508 岩手労働局ホームページはこちら
岩手労働局労働基準監督署 電話：0193-604-3508 岩手労働局ホームページはこちら
岩手労働局労働基準監督署 電話：0193-604-3508 岩手労働局ホームページはこちら
岩手労働局労働基準監督署 電話：0193-604-3508 岩手労働局ホームページはこちら

厚生労働省 岩手労働局 (R8.1)

1 賃上げ環境の整備等

3 最低賃金制度等の適切な運営

P8～9

○ 家内労働対策の推進等

令和7年度における実施状況

- 全ての家内労働委託者に対して「岩手の最低工賃(最低工賃金額表)」を送付し、岩手県既製洋服製造業最低工賃(令和4年6月1日改正)及び岩手県電気機械器具製造業最低工賃(令和7年6月1日改正)について、周知広報を行った。(委託者数96件)
- 「岩手県既製洋服製造業最低工賃」の改正決定に係る諮問を行い、具体的な調査審議を行う「最低工賃専門部会」の円滑な部会運営に努めた。

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



厚生労働省

委託者・委託者への発注者・家内労働者の皆さんへ

家内労働者の安全と健康を守るために

安全衛生の好事例集



厚生労働省

2 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍の推進

P9

(1) 女性活躍推進に向けた取組の推進等

●女性活躍推進法の施行状況（12月末）

■一般事業主行動計画届出状況

企業規模	届出数
101人以上（義務）	438社（届出率100%）
100人以下（努力義務）	255社（前年同期237社）

■認定状況【えるぼし】

企業規模	認定数（累計）
101人以上	2社（25社）
100人以下	0社（11社）

■認定状況【プラチナえるぼし】

企業規模	認定数（累計）
101人以上	0社（1社）
100人以下	0社（0社）

■男女賃金差異の情報公表

企業規模	公表数
301人以上（義務）	104社（公表率99.0%）

●男女雇用機会均等法に基づく行政指導状況（12月末）

内容	助言件数
募集・採用	0
セクシャルハラスメント	1
均等推進者	2
その他	7
合計	10

内容	助言件数
ポジティブ・アクション助言	41



女性活躍推進法が改正されました！ 2026（令和8）年4月1日施行 男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大 女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期間延長や労働公衆の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し（令和7年6月11日公布）、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました（令和12月23日公布・告示）。事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

情報公表の必須項目の拡大	
これまで従業員301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以上の企業は努力義務の対象です。）	改正後
改正前	改正後
男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人 1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

情報公表の範囲そのものが、女性活躍に対する取組を要するものとして家賃等の企業選択の要素となることに留意いただき、必須項目数以上の項目について積極的な公表を推奨いたします。

従業員数301人以上の企業は・・・
従業員数301人以上の企業に、以下の4項目以上の情報公表を義務付けます。
■男女間賃金差異（令和4年7月8日から義務付けられています）
■女性管理職比率（令和8年4月1日から新たに義務付け）
■女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
（下の右の表の7項目から1項目以上を選択して公表）
■職業生活と家庭生活との両立に関する雇用環境の整備に関する実績
（下の右の表の7項目から1項目以上を選択して公表）

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 以下の7項目から1項目以上を選択	「職業生活と家庭生活との両立に関する雇用環境の整備」 以下の7項目から1項目以上を選択
・採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・採用した労働者に対する研修・教育の機会 ・労働者に占める女性労働者の割合 ・従業員に占める女性労働者の割合 ・役員に占める女性労働者の割合 ・男女別の労働時間と労働環境の改善実績 ・男女別の雇用関係又は中途採用の実績	・男女の平均労働時間と労働環境の整備 ・10事業年度及びその前後の事業年度に開かれた労働者の男女別の相談窓口 ・男女別の労働時間と労働環境の整備 ・労働者の一時的な平均労働時間 ・雇用管理区分ごとの労働者の一時的な平均労働時間 ・有休休暇取得率 ・雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

厚生労働省 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

●女性活躍推進法改正の周知 （令和8年4月1日施行分の パンフレット）

令和7年度における実施状況

- 一般事業主行動計画届出について、常用労働者101人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い、本年度においては届出率100%を達成している。
- 男女賃金差異の公表について、常用労働者301人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い、本年度においては公表率99.0%となっている。
- 「えるぼし・プラチナえるぼし」の認定取得のため各種会合等において周知を図った。

2 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍の推進

P9

(2) ハローワークのマザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援

○マザーズコーナーの事業実績(12月末日現在)

新規求職者数	相談件数	就職件数
1,551人	5,443人	618件

※盛岡、宮古、一関、水沢及び北上安定所に設置したコーナーの合算値

○重点支援対象者に関する取組状況(12月末日現在)

支援対象者数	就職件数	就職率
734人	722人	98.4% 【96.9%以上】

※重点支援対象者:早期就職を希望する者及び自治体からの誘導者等

※「就職件数」は、支援対象期間(原則3か月以内)終了後6か月以内に就職した者

開拓求人件数	開拓求人数
4,171件	6,297人 【7,910人】

※仕事と子育てが両立しやすい求人:残業なし、土日祝休み、子育て支援サービスあり等両立しやすい求人



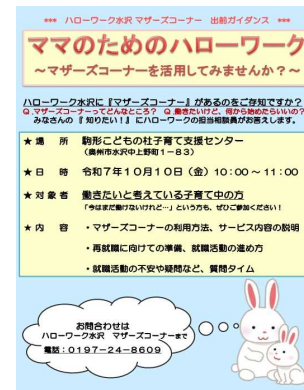
【広報用シール】



【職場見学会】



【出張相談広報】



【就職支援セミナー】



令和7年度における実施状況

○地域の子育て支援拠点等と連携を図り、出張相談や就職支援セミナーを実施し潜在的な者に対する利用拡大に努めた。

○マザーズコーナー登録者専用のLINEを導入し、迅速な情報発信を定期的に行った。(友だち登録数:3千人超)

○利便性向上を図るため、オンライン相談等の推進に取り組んだ。(実績:職業相談5件、求人情報提供回数51件等)

※出張相談回数6回 参加者数24名、就職支援セミナー開催回数17回 参加者数160名、事業所見学会1回 参加者数5名

2 多様な人材の活躍促進

2 仕事と育児・介護の両立支援

P9~10

(1) 男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

●育児・介護休業法に基づく行政指導状況（12月末）

■育児関係

内 容	助言 件数
育児休業	0
子の看護休暇	33
所定外労働の制限	27
柔軟な働き方を実現するための措置	5
休業期間等の通知	8
個別周知・意向確認（休業）	1
個別の意向聴取（休業）	1
個別周知・意向確認（柔軟）	1
個別の意向聴取（柔軟）	1
ハラスメント防止措置	1
その他	1
合 計	79

■介護関係

内 容	助言 件数
介護休業	0
介護休暇	30
所定外労働制度	1
雇用環境整備	36
休業期間等の通知	1
情報提供	2
その他	1
合 計	71
内 容	助言 件数
職場家庭両立推進者	41

●両立支援助成金申請状況

	令和7年 9月末		令和6年 9月末		(参考) 令和6年度計	
	申請 受理 件数	支給 決定 件数	申請 受理 件数	支給 決定 件数	申請 受理 件数	支給 決定 件数
出生時両立 支援コース	19	17	14	9	33	26
育児休業等 支援コース	40	41	51	37	100	95
育休中等 業務代替 支援コース	22	7	0	0	3	3
柔軟な働き方 選択制度等 支援コース	1	1	0	0	0	0
介護離職防止 支援コース	3	5	16	5	15	12
不妊治療両立 支援コース	0	0	1	1	1	1

○育児・介護休業法改正の周知(パフネット)

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～③▶ 令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し	義務	就業規則等の見直し
改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取替事由の拡大 (③を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に付与予備的診断等 が原因(入学)後、卒業時
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②③を併用
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇
※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。		
2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大	義務	就業規則等の見直し
改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者
3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加	選択する場合は就業規則等の見直し	
改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②短時間勤務の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②短時間勤務の変更等 ③テレワーク
※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合のみ、労働時間を単純に除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。		
 育児労働者 当子労働者雇用環境・均等室		

厚生労働省 若手労働局雇用環境・均等室

令和7年度における実施状況

○令和7年4月1日から段階的に施行されている改正育児・介護休業法の周知を行うとともに、育児・介護休業法に基づく報告徴収を実施し、法令の確実な履行確保を図った。

○両立支援等助成金の活用を通じ、両立支援制度の促進を図った。

2 多様な人材の活躍促進

2 仕事と育児・介護の両立支援

P9~10

(2) 次世代育成支援対策の推進等

●次世代育成支援対策推進法の施行状況（12月末）

■一般事業主行動計画届出状況

企業規模	届出数
101人以上（義務）	438社（届出率100%）
100人以下（努力義務）	726社（前年同期737社）

■認定状況【くるみん】

企業規模	認定数(累計)
101人以上	7社（40社）
100人以下	0社（20社）

■【くるみんプラス】

企業規模	認定数(累計)
101人以上	1社（1社）
100人以下	1社（2社）

■【プラチナくるみん】

企業規模	認定数（累計）
101人以上	0社（3社）
100人以下	0社（0社）

■【プラチナくるみんプラス】

企業規模	認定数（累計）
101人以上	0社（1社）
100人以下	0社（0社）



くるみん認定マーク

■くるみん認定式の様子



令和7年度における実施状況

- 一般事業主行動計画届出について、常用労働者101人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い、本年度においては届出率100%を達成している。
- 「くるみん」・「プラチナくるみん」等の基準の見直し、認定の取得促進について、各種会合等において周知を図った。

2 多様な人材の活躍促進

3 中高年層、若者等労働者への支援

P10

（１）中高年層への活躍支援

○氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者等の正社員就職件数実績(12月末日現在)

実績	進捗率
971人 【1,368人】	71.0%



【PR動画】

[illegible][illegible]

【合同就職面談会の会場の様子】

令和7年度における実施状況

○令和7年4月に「35歳からの就職応援コーナー」をハローワーク盛岡菜園庁舎に設置し、重点的に支援を行うとともに、PR動画によるTVCMやSNS発信等幅広い広報活動を行った。

○自治体と連携を図りながら、就職面談会等の実施や歓迎求人の確保を図り、対象者の支援を行った。

○「中高年世代活躍応援プロジェクト」事業として、ラジオ、中吊り、SNS等の媒体を活用した支援制度の広報を図ったほか、ハロトレ見学会及び事業主向け雇用管理セミナー等の事業を展開し、中高年層の支援に当たった。

2 多様な人材の活躍促進

3 中高年層、若者等労働者への支援

P11

(3) 新規学卒等への支援

○新規学卒者等への支援

令和8年3月高校卒業者の県内就職割合	就職希望者数	県内就職者数	県内就職割合
	2,034人	1,316人	69.3% 【73.6%】



【進路指導担当教諭との情報交換会】

○地域若者サポートステーションにおける就労自立支援

新規登録者数	就職等者数
230人 【260人】	153人 【190人】



○ユースエール認定企業

認定企業の状況	既認定数 (令和6年度末)	新規認定数	認定企業数 (12月末日現在)
	22社	12社	30社



【PR用冊子】

※ユースエール認定企業:若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が認定する制度です。

※更新審査において、要件を満たさなくなった企業が4社生じた。



【認定証交付式】

令和7年度における実施状況

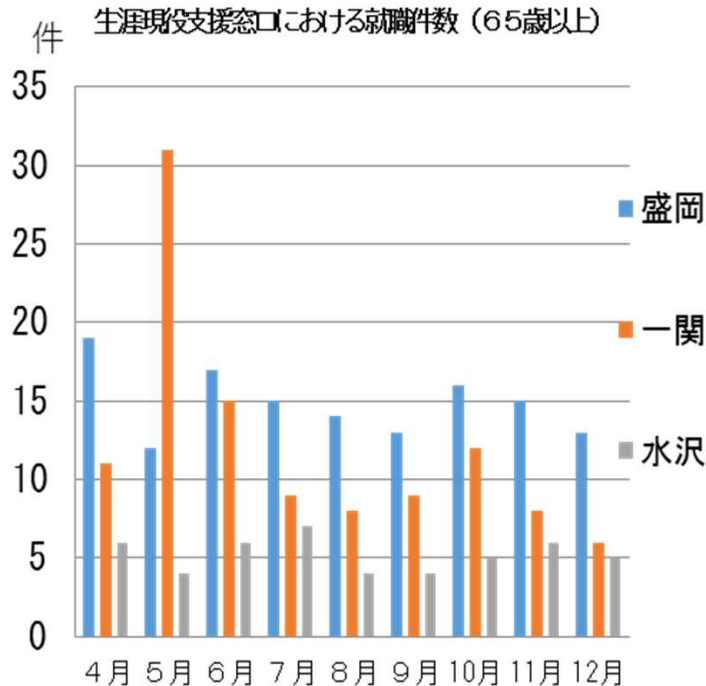
- 高校の進路指導担当教諭との情報交換会や事業所見学会及び事業所説明会等の開催により県内就職の促進を図った。
- ユースエール認定企業の拡大に注力し、これまで年平均4社程度で推移していた新規認定件数は今年度すでに12社を数え、県内中小企業の魅力発信に努めた。また、PR用冊子を作成し、学校を始め関係機関に広く配布した。
- 若者サポートステーションとの連携強化のため、ハローワーク職員の施設見学、意見交換を実施した。

2 多様な人材の活躍促進

P11~12

4 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

（１）高齢者の就労・社会参加の促進



事業主のみなさま向け セミナー

今こそ考える高齢者雇用 ～生涯現役社会実現へのヒント～

高齢者雇用について考えてみませんか？

- ① 高齢者雇用の状況について
- ② 事業所による高齢者雇用の事例発表
- ③ 県内の高齢者活用事例
- ④ 助成金について
- ⑤ キャリア人材バンク事業について

開催日時 令和7年10月3日（金） 13：30～
会場 水沢公共職業安定所 2階会議室
（奥州市水沢東中通り1-5-35）



高齢者雇用、他の企業
はどうしてるの？

高齢者を採用する
メリットは？

人手を
増やしたい...

お申し込みはこちらの
二次元バーコードから→
裏面の申込み用紙でも
申込みできます。



シニアの雇用に積極的な事業所の相談会です。
雇われ60歳以上の方
 ご参加をお待ちしています！
 どうぞお気軽にご参加ください◎

シニアのための就職相談会

11月12日（水）開催

時間 13：30～16：00（予約制）
 場所 ハローワーク盛岡基調研修センター2階セミナー室
 （地図は裏表紙）



【出展 業種】

▶ 清掃・食器洗浄・施設管理等

【就業場所】

▶ 盛岡市を中心として、滝沢市・矢巾町等の各現場

※1.盛岡市事業所より約2年営業の期間限定となります。
 ※2.約20年の実績があって、増設している現場限定とする場合があります。
 ※3.参加にあたっては、当日、持ち場のおカードを記入し持参願います。
 ※4.労働環境実地を見学します。

【同日開催 シルバー人材センターご登録様へ】
 ～60歳以上の方のもっと働きたいを応援します～
 〈会社〉盛岡市シルバー人材センター
 参加費のご希望の方は「参加したいお仕事を先にお知らせください」。

お問い合わせ先へ
 ハローワーク盛岡 専門相談部門（8号窓口）
 TEL:019-624-8284

キタウラ

シニアのための就職相談会 参加申込書 2025/11/12（水）開催

氏 名：	所属先（会社）：
〒	〒
知 住 区	支 店 番 組 番 号
知 住 区	支 店 番 組 番 号

令和7年度における実施状況

- 生涯現役支援窓口（盛岡、一関、水沢）におけるマッチング支援・・・65歳以上の就職件数 290件
（65歳以上の就職率 90.3%【目標：86.9%】）
- 高年齢求職者向け就職支援セミナーの開催（18回開催、242名参加）
- 事業主向け高年齢者雇用支援関係のセミナーの開催
岩手労働局主催（WEB）・・・事業所担当者等25名参加
高障求機構岩手支部と共催（対面）・・・事業所担当差等47名参加

2 多様な人材の活躍促進

4 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

P12

(2) 障害者の就労促進

岩手県における障害者雇用状況の集計結果（令和7年6月1日現在）

○民間企業の実雇用率は2.43%、障害者雇用者数は3617.0人、実雇用率は全国平均2.41%を上回る。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
7年度	1,123	149,100.5	3,617.0	2.43	621	55.3	2.41
6年度	1,093	146,338.5	3,658.0	2.50	605	55.4	2.41
増減	30	2,762.0	▲41.0	▲0.07	16	▲0.1	0.00



※民間企業の法定雇用率は2.5%

公的機関における雇用状況（令和7年6月1日現在）

・県、市町村の機関（法定雇用率2.8%）

	機関数	算定基礎職員数	障害者雇用数	実雇用率	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成機関割合	実雇用率 (全国)
岩手県	4機関	10,497.0人	259.5人	2.47%	3機関	75.0%	3.03%
市町村の 機関	46機関	15,171.5人	413.0人	2.72%	36機関	78.3%	2.69%

・県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

	機関数	算定基礎職員数	障害者雇用数	実雇用率	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成機関割合	実雇用率 (全国)
岩手県 盛岡市	2機関	10,836.0人	222.0人	2.05%	1機関	50.0%	2.31%

令和7年度における実施状況

○関係機関と企業向けチーム支援を実施した。12月末現在①45社②うちゼロ企業23社③新たに障害者を雇用した企業23社【①50社②30社③30社】

○公務部門においては、令和6年6月1日現在の報告で把握した法定雇用率未達成8機関に対し訪問指導等を行った結果、4機関で達成した。また、令和7年6月1日現在の報告により新たに把握した法定雇用率未達成8機関に対し訪問指導等を行った結果、1機関で達成した。

○精神・発達障害者雇用サポーターの支援終了者100人のうち12月末までに72人が就職した。就職率72.0%【75.6%】

○難病患者就職サポーターの支援終了者34人のうち12月末までに32人が就職した。就職率94.1%【69.3%】

2 多様な人材の活躍促進

4 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

P12~13

(3) 外国人労働者に対する支援

外国人雇用事業所数および

外国人労働者数の推移



外国人労働者を雇用されている、雇用を検討されている事業所のみなさまへ

外国人雇用に関する事業所説明会

これまでの技能実習制度は発展的に転換し、令和9年4月から育成就労制度が運用開始となります。

日時 令和8年2月26日(木) 13:30~15:20 (受付13:00~)

場所 一関保健センター1階多目的ホール (一関市山目字前田13-1)

内容

- 令和9年4月から運用開始となる育成就労制度の概要、適正な労働条件の確保、外国人労働者の雇用の安定、生活の就業を関わる観点から関係機関の方々に説明していただきます。
- 2027年施行予定の出入国管理法改正について (講師：仙台出入国在留管理局)
- 適正な労働条件の確保について (講師：一関労働基準監督署)
- 外国人労働者の現状と雇用管理について (講師：若手労働局 職業安定部職業対策課)

申込方法 別紙「令和7年度 外国人雇用に関する事業所説明会」参加申込書をご記入の上、FAXもしくはハローワーク一関の窓口までご持参下さい。電話による申し込みも承っております。参加申込の締切 令和8年2月20日(金)

共催／一関公共職業安定所 若手労働局 一関市 平泉町

お問合せ 一関公共職業安定所 求人・専門援助部門 TEL: 0191-23-4135 FAX: 0191-26-3418

令和7年度における実施状況

- ハローワーク職員による外国人雇用事業所訪問、雇用管理改善に関する指導 136事業所
- 外国人労働者問題啓発月間(6月)において、事業所・監理団体等に対して外国人雇用に関するルールの周知・啓発
- 外国人雇用管理アドバイザー(委嘱)による外国人雇用事業所の訪問、雇用管理改善に関する指導援助 8事業所
- 外国人雇用管理セミナー等において、県内における外国人労働者の雇用状況や雇用管理指導のほか、令和9年4月1日施行予定である「育成就労制度」について周知を行った。

2 多様な人材の活躍促進

5 人手不足への対応等

P12

(1) 人手不足分野の人材確保

○分野別就職状況（12月末日現在）

	実績
医療分野	424人
介護分野	1,352人
保育分野	195人
建設分野	483人
警備分野	291人
運輸分野	866人
計	3,611人 【5,675人】



【地域別就職相談会】



【分野別相談会】

令和7年度における実施状況

○「人材確保対策コーナー」を中心に就職面接会や職場見学会を前年度以上開催することを目標に取り組んだ。

※実績:就職面接会51回、職場見学会11回、参加求職者数422名、就職者数47名

○介護や看護分野を中心に、「地域別就職相談会」の開催に注力した。

※実績:3回、参加企業数:15社、参加求職者数45名、就職者数:18名

○介護就職支援強化月間(令和7年10月～令和7年12月)を設定し、関係機関と連携した面接会等集中的な支援を実施した。

※実績:19回、参加企業数:97社、参加求職者数355名、就職者数:38名

○医療・介護・保育分野の未充足求人事業所に対し、集中的な支援を実施した。

※実績:医療:17事業所、介護:51事業所、保育8事業所

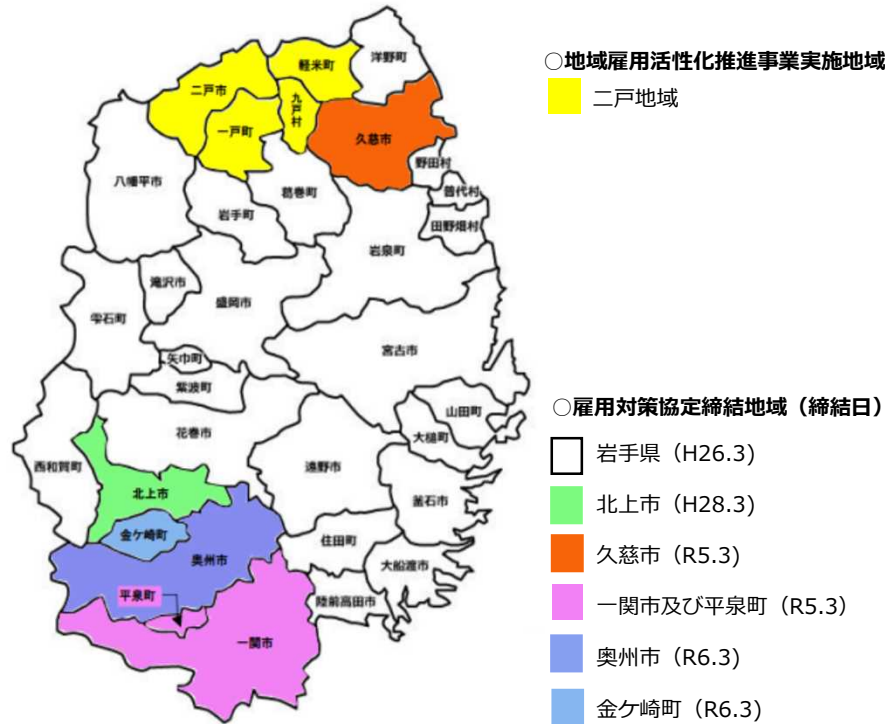


2 多様な人材の活躍促進

5 人手不足への対応等

P14

(4) 自治体との連携による雇用対策の推進



地域雇用活性化推進事業とは

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」の維持・確保等を図るための創意工夫ある取組を支援している。

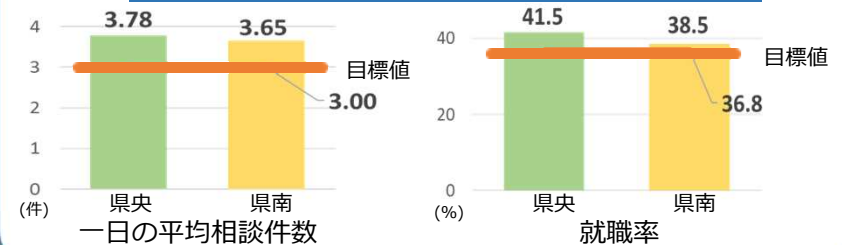
雇用対策協定とは

国と自治体が、地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」「連携方法」等を明確化し、連携して雇用対策に取り組むため、雇用対策協定を締結している。

一体的実施事業とは

希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施する事業で、一般型は岩手県【県央（盛岡市）・県南（奥州市）】と、生保型は盛岡市と協定を締結し、連携して施設を運営している。

一体的実施施設実施状況（一般型：R7.4～12）



令和7年度における実施状況

○雇用対策協定及び一体的実施事業ともに、事業計画に基づき、協定の締結自治体と連携して取組を行っている。一体的実施施設の事業実施状況は、令和7年12月末現在で、主要目標を上回っている。

○雇用対策協定の未締結地域について、自治体との締結検討の進捗状況を把握するとともに、未締結地域を訪問し、地域雇用活性化推進事業の周知と併せて、地域の実情に応じ、締結に向けた働きかけを行った。

2 多様な人材の活躍促進

P14

5 人手不足への対応等

(5) 雇用仲介事業者への対応

○職業紹介事業者等への法令遵守の徹底

お祝い金等の提供禁止等にかかる法令遵守（※）において、郵送の他、計画的に事業者を訪問、または来局時に対面し、直接説明するなど周知を徹底した。

	対象事業者数		進捗率
	計画数 (年間)	実績(4月1日 ～12月31日)	
新規許可・更新時 (来局：通年)	27	22	81.5 %
事業報告提出指導時 (郵送：5月)	18	18	100.0 %
定期指導時 (訪問：通年)	39	41	105.1 %

※ 職業安定法施行規則及び指針の改正により、令和7年1月1日から転職勧奨禁止及びお祝い金等の提供禁止が職業紹介事業者の許可条件に追加され、令和7年4月1日からは、募集情報提供事業者が労働者に金銭等を提供することが原則禁止となった。

職業紹介事業者並びに職業紹介事業の許可申請等を検討している皆さま

2025(令和7)年1月1日施行

職業紹介事業の許可条件が追加されます

- 職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号)に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。
- 新たに追加される許可条件の内容
 - その紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。)に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
 - 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。
- 許可条件の追加は2025(令和7)年1月1日から適用されます。
- 2025(令和7)年1月1日以後の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。
- 更新時期を迎える前に(当該許可条件が付される前に)上記の職業安定法指針に違反した場合、当該事業者については是正指導を行うとともに、本許可条件を付すこととなります。

厚生労働省ホームページ
職業紹介事業の実施要領の改正について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>

■ 詳細は、都道府県労働局の開始調整事業課室へお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	開始調整事業課	011-738-1015	富山	開始調整事業課	076-432-2718	鳥 取	職業安定課	0852-20-7017
青 森	開始調整事業課	017-721-2000	石 川	開始調整事業課	076-265-4435	岡 山	開始調整事業課	086-901-5119
岩 手	開始調整事業課	019-604-3004	福 井	開始調整事業課	0776-26-8617	広 島	開始調整事業課	082-511-1066

人事労務担当者必見!

岩手労働局合同セミナー
～労働関係に関する各種セミナー～

「労働法って難しくて難しい」、「人手不足で困っている」、「いい人を探しにくくても、来てくれない」、「助成金はあるけど申請が面倒」等々、県内企業の皆様からは日々、そのようなご意見を頂きます。
そこで、労働関係に関する実務や専門家が、各企業の仕組みや活用ノウハウを直接お伝えします。ぜひ、ご参加ください!

日時 12/11(木)～12(金)
内容 10:00～15:30

■ 人材確保のための人材サービス(職業紹介事業者)の活用と留意事項
■ 労働者派遣事業の概要と留意事項
■ 労働関係法務の基礎知識
■ 同一労働同一賃金について
■ 高齢者雇用を取り巻く現状について
■ フリーランス・事業者間取引適正化等法について
■ 【業務委託又は受託する事業所向け】適正な請負事業の実施
■ ハラスメントの防止について
■ DX時代のリ・スキリングのすすめ
■ 教育訓練経費助成金(短時間労働者労働時間延長支援コース)
■ キャリアアップ助成金 ※各コマの開始予定時刻等は裏面へ

定員 100名(先着順)

岩手労働局

ご留意いただきたいこと

①当セミナーはオンライン(ZOOM)での開催となります。
②セミナーお申し込み完了後に送付されるメール(お申し込み)にて、最終参加の要領(申し込み)とID/パスワード、当日の参加の入り方などの詳細事項をご案内いたしますので、必ずお読みになってご参加ください。
③事前にZoomの初期設定をご確認の上、最新のバージョンに更新してご参加ください。

令和7年度における実施状況

○周知指導対応の実績は上記のとおり。

○その他、セミナー等による関係者等への周知については次のとおり。

- ・ 事業所対象合同セミナー・・・104社参加(2回実施 7月：65社、12月：39社)
 - ・ 求職者対象ハローワークセミナー・・・128名参加(8月～11月に7回実施)
- (派遣就業や雇用仲介事業者を利用するにあたって)

2 多様な人材の活躍促進

6 リ・スキリングによる能力向上支援

P14～15

(1) 地域のニーズに応じた職業訓練の実施、活用促進

令和7年度 (4月～12月)	公的職業訓練 定員充足率	公的職業訓練 就職率	
求職者支援訓練	74.9% 【66.7%】	基礎コース 50.0% 【58%】	実践コース 73.9% 【63%】
委託訓練	76.0% 【80.4%】	69.1% 【75.0%】	
施設内訓練	66.0% 【73.1%】	80.0% 【82.5%】	

【 】は今年度目標値

※対象年度に開講したコースの状況。
就職率は訓練終了後3ヶ月経過後の状況。

キャリア形成・リスキリング支援センター・相談コーナーの キャリアコンサルティング実施状況

令和7年度(4月～12月)

303件(247件)

()は前年度同期

◇SNSによる広報

ハロトレいわて ～職業訓練情報～

2月24日(火)まで募集/

建築CAD施工科
金属加工科
電気設備施工科

場所：岩手県花巻市
期間：令和8年4月3日(金)
～9月30日(水)

詳細はこちら



◇ポリテクセンター岩手見学会

令和7年度における実施状況

- ハローワーク利用者以外の方々への周知を図ることを目的とした、ポリテクセンター岩手の施設見学会を実施した。若者サポートステーション、ジョブカフェ、生活困窮者支援窓口等の担当者74名が参加した。
- 教育訓練給付制度の拡充に伴う需要の増加やニーズを把握し、キャリア形成・リスキリング支援センターと労働局・ハローワークとの情報共有・連携強化により支援対象者の拡充を図った。

3 職場環境改善に向けた取組

1 総合的ハラスメント対策の推進

P15～16

(1) 総合的なハラスメント対策の推進

●男女雇用機会均等法に関する相談状況（12月末現在）

内 容	令和7年度 (件数)	令和6年度 (件数)
セクシュアルハラスメント	101	84
妊娠・出産等ハラスメント	15	20
合 計	116	104

●労働施策総合推進法に関する相談状況（12月末現在）

内 容	令和7年度 (件数)	令和6年度 (件数)
パワハラ防止措置	786	822
その他（相談不利益含）	11	18
合 計	797	840

●育児・介護休業法に関する相談状況（12月末現在）

内 容	令和7年度 (件数)	令和6年度 (件数)
育児ハラスメント	12	18
介護ハラスメント	1	4
合 計	13	22



「12月は職場のハラスメント撲滅月間」



特設サイト「あかるい職場応援団」を活用を推奨

令和7年度における実施状況

○労働局及び各監督署に設置している「総合労働相談コーナー」に寄せられた各種ハラスメントに関する相談に対し適切に対応するとともに事業所訪問において法に基づくハラスメント防止措置をするよう助言・指導を実施した。

○カスタマーハラスメント防止対策として、ウェブサイト「明るい職場応援団」の研修動画の活用や各種リーフレットを配布するなど、機会を捉え周知を行った。

○職場におけるハラスメント撲滅の機運醸成を目的として、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」において周知啓発を行った。

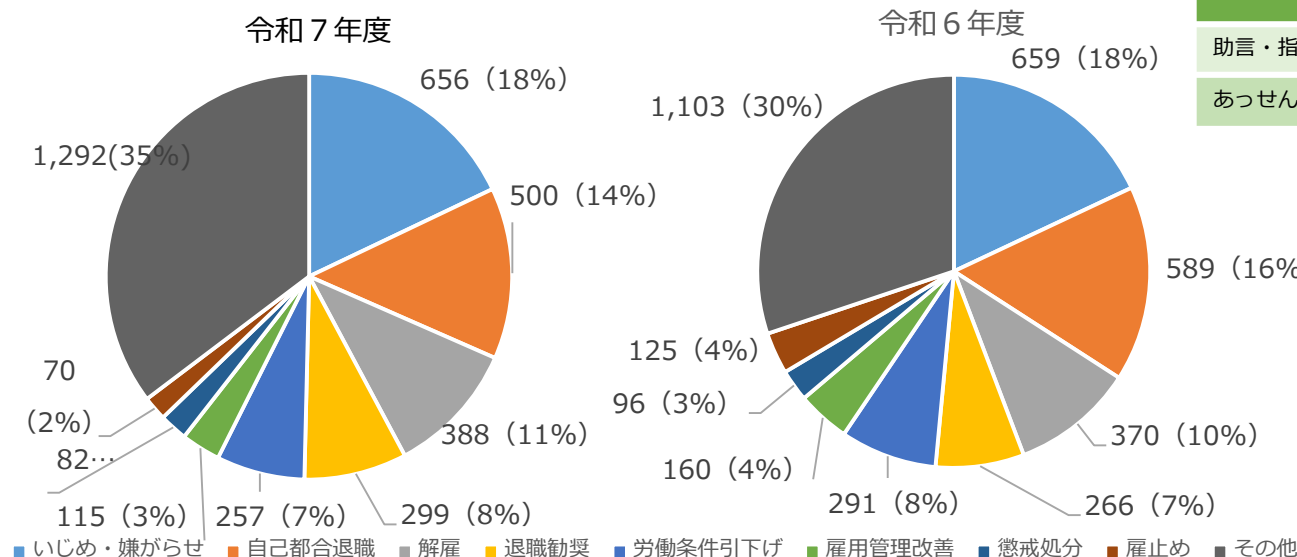
3 職場環境改善に向けた取組

1 総合的ハラスメント対策の推進

P15～16

(4) 総合労働相談に対する適切な対応

●個別労働関係紛争に関する相談内容の傾向（12月末現在）



●助言・指導及びあっせん状況（12月末現在）

内 容	令和7年度 (件数)	令和6年度 (件数)
助言・指導	38	42
あっせん	14	25



令和7年度における実施状況

- 労使双方からの相談に対し、紛争解決のためのアドバイスや、適切な機関への案内を行った。
- 労使双方からの相談内容により、助言・指導制度やあっせん制度等を活用し、紛争解決を行った。
- 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催し、関係機関との連携を確認した。
- 10月26日（日）に、関係機関と連携した「合同労働相談会」を開催、相談対応を行った。

3 職場環境改善に向けた取組

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P16～18

(1) 長時間労働の抑制

● 監督実績

(12月末)

	監督件数	違反件数	違反率
全 体	1,073	769	71.7%
長時間労働対策	269	224	83.3%
労災請求	9	5	55.6%
労働条件確保対策	199	118	59.3%

● 支援業務

(12月末)

	回数
支援業務	127
発荷主要請	71
着荷主要請	49
元請運送事業者要請	0

令和7年度における実施状況

- 長時間労働が疑われる事業場及び労災請求が行われた事業場等に対し監督指導を実施した。
- 荷主対策チームにおいて、発着荷主等への要請を行った。
- 上限規制適用猶予業種等であった事業場に対し労働時間等説明会（25回）及び支援業務を行った。
- 36協定届出事業場に対する窓口指導のほか、36協定未届事業場等に対する相談支援等を実施した。
- 11月の過労死等防止啓発月間に、労働局長によるベストプラクティス企業訪問、過労死等防止対策推進シンポジウム（参加者83人）等を実施した。

労働局長がベストプラクティス企業を訪問しました

岩手労働局（局長 白田啓）では、11月に実施している「過労死等防止対策推進キャンペーン」の一環として、時間外・休日労働の削減や働き方改革の実現に向けて積極的に取り組んでいる企業を「ベストプラクティス企業」に選定しています。令和7年度は「株式会社 水清建設」を選定し、11月27日に労働局長が同社の次社長兼本部長を訪問して同社で行っている働き方改革に関する取組内容等について説明を受けたとともに、代表者と社員と意見交換を行いました。岩手労働局では、今後も過労死等防止対策を促進する「働き方改革」の取組を進めていきます。

○企業（法人）の概要

法人名 株式会社 水清建設
所在地 盛岡市津田町二丁目5-5
事業内容 主に官公庁が発注する工事を請負う総合工事業
従業員数 51名

○働き方改革に向けた主な取組内容

建設業が抱える、①人材不足と高齢化、②若年層の採用難、③長時間労働と危険作業、④人材育成と技術継承の課題、⑤古い機械と高効率業務（デジタル化の遅れ）の課題を克服するため、働き方改革に取り組む。時間外・休日労働の削減と休暇取得日数の増加を同時に実現した。

【具体的な取組事項】

1. 建設ICT（施工現場のICTを推進）
2. パックオフィスのデジタル化（管理業務の効率化）
3. 柔軟な働き方（社員の声から生まれた多様な休暇制度と多様性支援）

くらし、はたらき、もっとスズミ！

2024年4月から
建設業従事者、
トラックドライバー、
タクシードライバー、
農林業、
時間外労働の
上限規制が
適用されています。

「令和7年度 時間外労働の上限規制に関する説明会」

【岩手労働局労働基準部監督課】

平素より労働基準行政の運営につきましてご理解と協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者がそれぞれの事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するために、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保がますます重要となっております。

時間外労働の上限規制については、平成31年度から過労死等防止対策の施行が行われ、適用が随時されている建設の事業や自動車運搬の業務に対しても、令和6年4月から適用が開始され、全ての改正施行が完了しました。

改めて、労働基準法の改正に対応した時間外労働・休日労働に関する法定の届出や年次有給休暇の取得指定など改正内容を理解いただき、適切な労務管理を営んでいただく必要があります。

今後、労務管理担当者等を対象に、時間外労働の上限規制を中心とした働き方改革に関する説明会を開催いたしますので、お忙しい中とは存じますが、是非ご参加いただけますようお願い申し上げます。

(2025年12月22日時点の状況)

監督署	開催日	時間	会場	受付
盛岡	11月4日（水）	14:00～16:00	主オクシア アーイズ（いわて県民福祉交流センター）会議室501（盛岡市盛岡駅西口1丁目7-1）	終了
盛岡	11月5日（木）	14:00～16:00	盛岡・大田建設産業育成センター 大田建設（盛岡市平田第3地割75-1）	終了
宮古	11月6日（木）	14:00～16:00	盛岡ビル3 総合会議 大ホールステージ側（盛岡市赤松1丁目3-5）	終了
二戸	11月6日（木）	14:00～16:00	二戸市ビッグセンター 中ホール（二戸市石町南側6-2）	終了

3 職場環境改善に向けた取組

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P18

(2) 労働条件の確保・改善対策

● 監督実績（特定分野）

(12月末)

上半期の監督実績	監督件数	違反件数	違反率
自動車運転者 (適正化指導員個別指導)	27 (54)	22 (-)	81.5%
外国人・技能実習生	65	53	81.5%
安全衛生対策	495	340	68.7%

● パートナーシップパッケージ※1関係

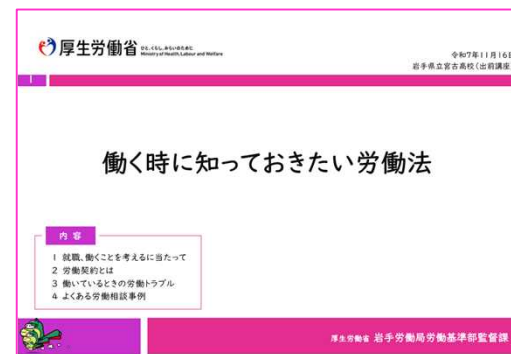
(12月末)

内 容	件数
「賃金引上げに向けた取組」交付	968
公正取引委員会等への通報※2 (確認シート交付)	0 (678)

※1パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑政策パッケージ、※2公正取引委員会・中小企業庁・国土交通省

令和7年度における実施状況

- 基本的な労働条件確保に向けた監督指導を実施した。
- 自動車運転者、外国人・技能実習生等、特定分野における労働条件確保などの監督指導を実施した。
- 工場等における機械・設備や化学物質、作業環境等の安全衛生対策の状況を主眼とした監督指導を実施した。
- 「いわて年末年始無災害運動」に合わせて12月に建設現場の一斉監督を実施した（77現場（違反率61.0%））。
- パートナーシップパッケージに基づいて、賃金引上げに向けた環境整備、「買ったたき」等が疑われる事案に係る通報制度の周知等を行った。
- 学生を対象とした労働法令セミナー（9回）を実施した。



3 職場環境改善に向けた取組

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P19～22

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

災害防止計画期間中の労働災害による休業4日以上之死傷者数

	第13次労働災害防止計画					第14次労働災害防止計画				
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
死傷者数	1,258 (1,351)	1,268 (1,377)	1,226 (1,346)	1,357 (1,478)	1,408 (1,515)	1,320 (1,442)	1,246 (1,366)	1,283		
新型コロナ数	— (—)	— (—)	1 (12)	47 (52)	686 (1,219)	319 (341)	275 (310)	52		
死亡	15 (16)	8 (8)	15 (16)	18 (23)	21 (21)	11 (11)	9 (10)	6		

※上段：各年12月末の速報値
下段：年間確定値

・第14次労働災害防止計画

8つの重点対策

①	自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	⑤	個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
②	労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	⑥	業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
③	高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑦	労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
④	多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑧	化学物質等による健康障害防止対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

3 職場環境改善に向けた取組

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P19～22

○第14次労働災害防止計画の進捗状況

重点対策番号	アウトプット指標	アウトカム指標
②	転倒防止対策(ハード・ソフト両面)に取り組む事業場の割合を50%以上とする	転倒災害における死傷年千人率の増加に歯止めをかける
	R5年：53.7% R6年：51.1%	R4年：0.78 R5年：0.72 R6年：0.64
	卸小売業、医療福祉業の非正規労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする	転倒災害における平均休業日数を40日以下とする
	R5年：37.3% R6年：43.7%	R4年：38日 R5年：39日 R6年：39日
	ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる	社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる※2
③	R5年：53.8% R6年：43.5%	R4年：0.33 R5年：0.29 R6年：0.35
	エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする	60歳以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
④	R5年：75.1% R6年：83.8%	R4年：2.69 R5年：2.71 R6年：2.73
	母国語による外国人労働者向け労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする	外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする
④	R5年：60.9% R6年：51.3%	R5年 全体：2.38 外国人：3.67 R6年 全体：2.26 外国人：2.67

※ 死傷年千人率に使用している労働者数は、令和2年の国勢調査による従事労働者数を使用している。従事労働者数には事業主等が含まれている。
 ※2 令和2年の国勢調査において社会福祉施設の労働者数を公表していないため、医療・社会福祉の従事労働者数を使用している。災害件数も同様に医療・社会福祉としている。

3 職場環境改善に向けた取組

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P19～22

重点対策番号	アウトプット指標	アウトカム指標
⑥	荷役作業ガイドラインに基づく措置を実施する陸運事業者等の割合を45%以上とする	陸上貨物運送事業の労働災害を5%以上減少させ130人以下とする
	R5年：69.3% R6年：91.1%	R4年:145人 R5年:144人 R6年:134人 (R7年:135人)
	墜落・転落防止リスクアセスメントに取り組む建設事業場の割合を85%以上とする	建設業の死亡者数を15%以上減少させ5人以下とする
	R5年：59.7% R6年：82.5%	R4年:6人 R5年:3人 R6年:5人 (R7年:0人)
	機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする	製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれによる死傷者数を5%以上減少させる
	R5年：40.3% R6年：77.7%	R4年:45人 R5年:32人 R6年:33人 (R7年:34人)
	チェーンソー伐木ガイドラインに基づく措置を実施する林業事業場の割合を50%以上とする	林業の死亡者数を15%以上減少させる
	R5年：70.0% R6年：92.9%	R4年:3人 R5年:2人 R6年:2人 (R7年:1人)
⑦	労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする
	R5年：30.0% R6年：29.5%	
⑧	熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる	熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して減少させる
	R5年：41.0% R6年：36.7%	第13次防の期間：57人 第14次防の期間：56人 (R5年:25人、R6年:12人、(R7年:20人))

※ (R7年：○人) は、12月末現在の速報値による。

3 職場環境改善に向けた取組

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P19～22

○ 労働者の安全対策の推進



年末年始無災害運動
(のぼり旗の設置 局長パトロール)



令和7年度における実施状況

- 第14次防については、局独自のリーフレットにより引き続き周知を図るとともに、局署幹部が出席する会合、研修会等においても周知を図った。また、令和6年の進捗状況（アウトプット指標）を各監督署に通知するとともに、各災害防止団体を通じて重点実施事項の確認を依頼するとともに、各監督署に対しても点検結果の収集及び進捗状況の取りまとめを指示した。
- 年末年始無災害運動を通じた冬季特有災害防止対策の推進のため、リーフレットを作成し関係機関・団体216団体に配布し取組を要請したほか、毎月定例の記者発表の場でプレスリリースした結果、テレビニュース、新聞各社に報道された。
- 管内における労働災害防止の機運醸成をはかるため、災害防止団体と協力して、陸上貨物運送事業においては、安全パトロール等において荷役作業時の災害防止指導を行った。また、「いわて年末年始無災害運動」に合わせた建設現場パトロールにおいては、報道機関も取材に訪れ、県内のテレビ5局及び新聞社からの取材があり、テレビニュース、新聞で報道された。

3 職場環境改善に向けた取組

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P19~22

○ 労働者の健康確保対策



令和7年度における実施状況

- 治療と仕事の両立支援制度について、好事例の収集、制度に関する各種情報について両立支援推進チームに周知するなどの連携を図った。また、がん治療と仕事の両立支援セミナーが岩手で開催されたことから周知を行った。
- ストレスチェックの実施については、今後の実施事業場の拡大を踏まえつつ、各種会合等の機会に周知を図った。また、2月の化学物質管理強調月間に合わせたセミナーの開催及び自主点検実施の周知により、化学物質の自律的な管理の促進を図った。
- 熱中症への対応に伴う改正労働安全衛生規則（令和7年6月1日施行）及び「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、テレビ、新聞の各報道機関から取り上げられるなど、広く周知を図ったが、本年度の気温が高い状況の結果、労働災害は増加した。

熱中症による労働災害 前年12人⇒当年20人 166.7%増（令和7年12月末現在の速報値）

3 職場環境改善に向けた取組

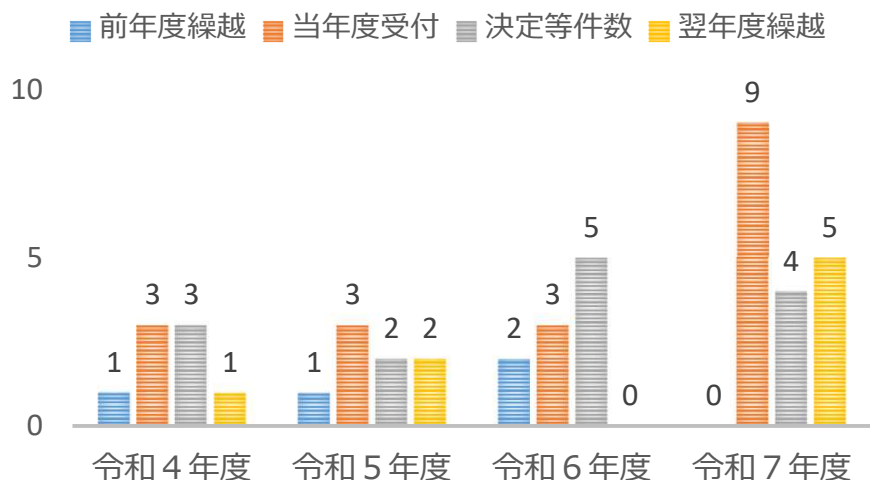
2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P22

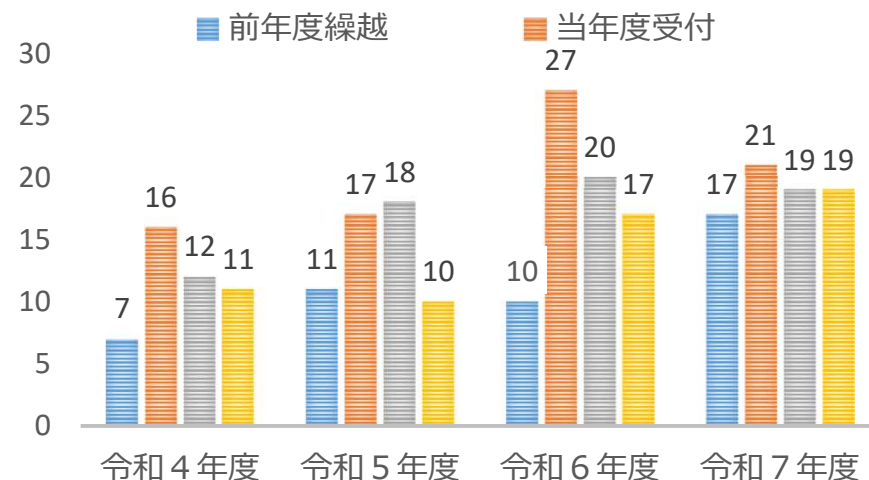
(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

● 過労死等事案等に係る迅速かつ適正な労災認定

脳・心臓疾患
(※ 令和7年度は12月末現在、翌年度繰越は翌月繰越)



精神障害
(※ 令和7年度は12月末現在、翌年度繰越は翌月繰越)



令和7年度における実施状況

- 署における効率的な調査計画の策定及び管理者による的確な進行管理の徹底並びに局からの具体的な指示・助言のほか、過労死等事案などに係る労災請求が増加した署に対して、局が支援を行うなど、局・署が連携して組織的な業務処理体制を構築の上認定業務を行った。
- 長時間労働を訴える事案については、労災担当部署と監督担当部署間で必要な情報の共有を図り、密接に連携して対応した。

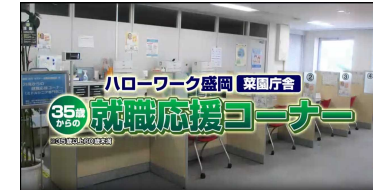
4 広報の取組みについて

○岩手労働局では、施策の発信力を強化するため、広報について様々な取組を行っています

S N S の活用

岩手労働局とハローワークでは、X、LINE、Instagramを組み合わせ、地域の皆さまへ効果的な情報発信を行っています。Xでは面接会などのイベント情報を素早く届け、LINEでは相談窓口やセミナー情報をプッシュ通知や個別案内で提供し、Instagramでは写真や動画を通じて施策紹介やイベントの様子を分かりやすく発信し、若年層にもアプローチしています。

これらを連携させ、必要な情報を多様な媒体から受け取れる環境づくりに取り組んでいます。



35歳からの
就職応援
コーナーPR
動画

テレビ・ラジオ・新聞等の活用

- ・ハローワークの利用案内、イベント情報等を紹介。（FM岩手、IBCラジオ、9～12月計32回放送）
- ・35歳からの就職応援コーナーのPRテレビCM（民放4局、11月～12月 計60回放映）
- ・各マスコミへのイベント等の取材依頼（合同企業説明会・相談会、建設現場の安全パトロール等）
- ・各種法改正の周知のため、報道取材に積極的に対応



ユースエール
認定式

各監督署・安定所独自の取組

・大船渡署において、大規模火災の復旧・復興工事に焦点をあてたパンフレットを作成して周知するなど、各署が各自で地域特有の産業やその時季ならではの配慮すべき事項など、安全衛生上の取組みをピンポイントで詳しくホームページ等で周知している。

・ハローワーク盛岡で35歳からの就職応援コーナーの利用促進を目的としてYouTubeにてインストリーム広告を配信した。初めてでも訪問しやすいように意識した動画となっている。（配信回数8万5千回）



労働局長安全
パトロールでの
取材風景

※その他

- ・岩手県最低賃金について、県内全市町村へ広報誌掲載を依頼。
- ・労働局と岩手県が所掌する助成金制度をまとめた判りやすいリーフレットによる周知広報。
- ・フォトレポートにより、最新の活動情報を発信している。
- ・新聞等の媒体で記事が取り上げられた回数887回【1,100回】80.7%達成
- ・よりアクセシビリティを意識して、ホームページの刷新を行った。



ベストプラクティス
企業を訪問